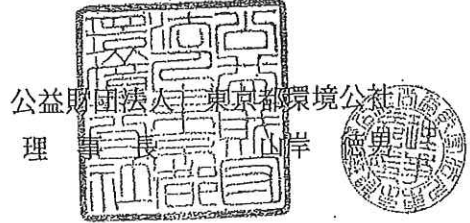


第3号様式（第10条関係）

3都環公地温第2393号

令和4年1月25日

株式会社
代表取締役 様



中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業
助成金交付決定通知書

令和3年11月10日付であった標記事業における助成金の交付申請について、中小規模事業所向け事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業助成金交付要綱（令和3年6月10日付3都環公地温第543号。以下「交付要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

株式会社 本社 換気・空調設備導入事業

2 助成事業番号

VE30021

3 助成対象経費

金 7,952,000 円

4 交付決定額

金 3,976,000 円

5 助成の条件は、別紙第1から第12までのとおりとする。

なお、ここで使用する用語は、中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業実施要綱（令和3年4月2日付2環地地第520号。以下「実施要綱」という。）及び交付要綱で使用する用語の例による。

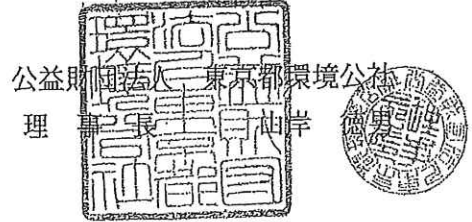
6 助成事業者は、前項のほか、実施要綱、交付要綱及び中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業募集要項に従わなければならない。

第3号様式（第10条関係）

3都環公地温第2393号

令和4年1月25日

株式会社
代表取締役 様



中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業
助成金交付決定通知書

令和3年11月15日付であった標記事業における助成金の交付申請について、中小規模事業所向け事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業助成金交付要綱（令和3年6月10日付3都環公地温第543号。以下「交付要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

株式会社 別館 換気・空調設備導入事業

2 助成事業番号

VE30022

3 助成対象経費

金 3,428,000 円

4 交付決定額

金 1,714,000 円

5 助成の条件は、別紙第1から第12までのとおりとする。

なお、ここで使用する用語は、中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業実施要綱（令和3年4月2日付2環地地第520号。以下「実施要綱」という。）及び交付要綱で使用する用語の例による。

6 助成事業者は、前項のほか、実施要綱、交付要綱及び中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業募集要項に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

4東中企助第331号

154-0022

令和4年5月17日

東京都世田谷区

株式会社

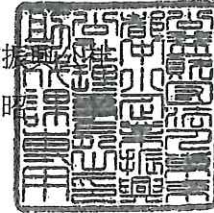
代表者名 様

ご担当者名 様

採択番号：60911

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 目黒 克昭



感染症対策サポート助成事業（備品購入、内装・設備工事コース）
助成金交付決定通知書

※交付決定通知書に記載の金額は、申請内容に基づき審査を行った結果、助成の対象とできる上限額を決定したものであり、事業完了後の最終的な助成金交付額（支払額）を決定・保証するものではありません。

第1 助成金の内容

助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）及びその内容は、申請書の記載のとおりとする。

第2 助成予定額

助成事業に要する経費のうち、助成対象経費及び助成予定額は、次のとおりとする。ただし、助成事業の内容が変更された場合は、別に通知するところによるものとする。

助成対象経費	1,660,000 円
助成予定額	1,106,000 円

※助成予定額は上限額であり、実際の助成金額は事業が完了した後の検査によって確定し、助成金確定通知書によって通知します。検査の結果、「助成対象外経費は除外されること」などにより、助成予定額から減額になることがあります。「助成対象外経費」については、別添の『事務の手引き』に詳しく記載しています。

第3 経費の配分

助成事業に要する経費に対応する助成対象経費の区分は、別表のとおりとする。